

官報

号外

昭和三十年三月三十一日

○第二十二回 参議院會議録、第七号

昭和三十年三月三十一日(木曜日)午後
零時四分開議

議事日程 第七号

昭和三十年三月三十一日

午前十時開議

第一 町村合併促進法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨三十日議長において、常任委員を左の通り指名した。

運輸委員 山本 経勝君
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

商工委員	小松 正雄君
通信委員	三木 治朗君
予算委員	吉田 法晴君
同	小林 孝平君
決算委員	久保 等君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員	三木 治朗君
通信委員	小松 正雄君
予算委員	久保 等君
同	三輪 貞治君
決算委員	吉田 法晴君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

外務委員会	鹿島守之助君
理事	小瀧 彬君
同	羽生 三七君
同	菊見 祐輔君
商工委員会	三輪 貞治君
理事	三輪 貞治君

同日委員長から左の議案を提出した。

町村合併促進法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

海上保安庁法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

案 国営競馬特別会計法を廃止する法律案

案 期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

案 国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

国有林野整備臨時措置法の一部を改正する法律案(藤田弘作君外九名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件
去る二十八日法務委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は昨三十日これを承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 検察及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 我国現下の社会事情に適合するよう検察及び裁判の民主的運営と能率的処理とを図るため、現行法制下これを阻む事実の有無を調査して、所要の立法対策を講ずる等適切な措置をとることを目的とする。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実施調査を行い、適宜調査事項を分つて小委員会を設け調査に当る。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十年三月二十八日

法務委員長 藤原 道子
参議院議長河井彌八郎

一昨二十九日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は昨三十日それぞれこれを承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 国家行政組織に関する調査

一、目的 行政機構を整備し、行政事務運営の適正を期する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の要求、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十年三月二十九日

内閣委員長 新谷寅三郎
参議院議長河井彌八郎

一、事件の名称 国家公務員制度及び恩給に関する調査

一、目的 公務の民主的能率的運営を保障するため国家公務員制度、特に給与問題についてその合理化を図り、恩給制度の調整統一化を図る。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の要求、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十年三月二十九日

内閣委員長 新谷寅三郎
参議院議長河井彌八郎

一、事件の名称 国の防衛に関する調査

一、目的 自主防衛体制を整え、防衛庁及び自衛隊の能率的運営を図る。

一、方法 関係方面から説明並びに

昭和三十年三月三十一日 参議院會議録第七号 議長報告

昭和三十年三月三十一日 参議院會議録第七号

會議 議事日程追加の件 北海道開発審議会委員の選挙 議事日程追加の件 鉄道建設審議会委員の選挙 議事日程追加の件 土地調整委員会委員の任命に関する件

五〇

意見を聴き、資料の要求、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十年三月二十九日

内閣委員長 新谷寅三郎

参議院議長河井彌八郎

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、治安の維持並びに消防、選挙等の問題について調査研究する。

一、方法 政府、地方その他関係方面より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十年三月二十九日

地方行政 中田 吉雄
委員長

参議院議長河井彌八郎

調査承認要求書

一、事件の名称 経済自立方策に関する調査

一、目的 日本経済の当面する諸問題を打開し、その自立発展を図るため経済総合計画、国土総合開発をはじめ、貿易の振興、資源の開発、産業の合理化、中小企業の強化育成等の諸方策をつぶさに調査

研究し、経済諸施策の推進ならびに関係諸法の改定制定に資する。

一、方法 関係方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十年三月二十九日

商工委員長 吉野 信次

参議院議長河井彌八郎

昨三十日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

法律の一部を改正する法律
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

同日本院は、国土総合開発審議会委員石川榮一君が三月二十三日建設委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたのでその補欠として石井桂君を指名した旨内閣に通知した。

同日内閣から、中央選挙管理委員会に任命されていた庄原達君は本月二十四日同委員を辞任したので、後任者の任命について公職選挙法第五條の二の規定により国会の議決による指名を求め

る旨の要求書を受領した。

一昨二十九日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

建設省計画局長 洪江 操一君
建設省河川局長 米田 正文君
建設省道路局長 富樫 凱一君
建設省営繕局長 木村 恵一君

昨三十日内閣総理大臣から、建設省計画局長洪江操一君外三名(前掲の議長承認のとおり)を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

調達庁長官 福島慎太郎君
農林大臣官房長 安田善一郎君
食糧庁長官 清井 正君
水産庁長官 前谷 重夫君
大蔵省主計 村上孝太郎君
局法規課長

同日内閣総理大臣から、調達庁長官福島慎太郎君外四名(前掲の議長承認のとおり)を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

議長(河井彌八郎) これより今日の會議を開きます。

去る二十三日、石黒忠篤君は、常任委員長に選任せられました。国会法第三十一条第二項の規定により、北海道開発審議会委員を解かれました。つきましてはこの際、日程に追加して、北海道開発審議会委員の選挙を行います。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

と存じますが御異議ございませんか。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

議長(河井彌八郎) 御異議ないとお認めします。

に關する件を議題とすることに御異議
ごさいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。

去る二十四日、内閣総理大臣から、
土地調整委員会設置法第七條第三項の
規定により、津田廣君を土地調整委員
会委員に任命したことについて、本院
の承認を得たい旨の申出がございまし
た。本件を承認することに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
ます。よって本件は、全会一致をもつ
て承認することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第一、町村
合併促進法の一部を改正する法律案
日程第二、地方公共団体の議会の議
員及び長の選挙期日等の臨時特例に關
する法律の一部を改正する法律案(い
ずれも地方行政委員長提出)
以上、両案を一括して議題とするこ
とに御異議ごさいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。まず提出者の趣旨説明を求め
ます。地方行政委員長中田吉雄君。

町村合併促進法の一部を改正する
法律案
右の議案を提出する。

昭和三十年三月三十日

提出者

地方行政 中田 吉雄
委員長

参議院議長河井彌八殿

町村合併促進法の一部を改正す
る法律

町村合併促進法(昭和二十八年法
律第二百五十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十三條の二の次に次の一條を
加える。

(合併予定町村の議員及び長の任
期の特例)

第二十三條の三 前條第一項に規定
する町村で、同項の町村合併に關
する計画に基く町村合併をすみや
かに行うため、関係町村の議会の
議決を経て地方自治法第二百五十
二條の二の規定による町村合併促
進協議会を置き、その旨を都道府
県知事に届け出たものにおいて
は、当該町村の議会の議員又は長
の任期が町村合併前に満了するこ
ととなるときは、当該議員又は長
の任期は、三箇月間(その期間内
に町村合併が行われたときはその
日まで)延長されるものとする。

地方自治法第七條の規定により、
町村の数の減少を伴う町村の廢置
分合(人口十萬未満の市への編入
に係るものを含む。)の申請をした
町村で当該町村の廢置分合に關し
て都道府県の議会の議決がなされ

ていないものうち当該廢置分合
により廢止されることとなるもの
においても、また、同様とする。

第三十七條第一項中「第三條の規
定及び」を「第三條及び第二十三條の
三後段の規定、」に改め、「第九條の
規定」の下に「並びに市について第
二十三條の三の前段の規定」を加え
る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 改正後の町村合併促進法第二十
三條の三前段の規定は、昭和三十
年四月十九日までに同條に規定す
る届出があつた場合に限り、同條
後段の規定は、この法律施行の際
現に地方自治法(昭和二十二年法
律第六十七号)第七條の規定によ
る申請がなされている場合に限り
適用があるものとする。

3 改正後の町村合併促進法第二十
三條の三の規定により延長される
任期の満了による選挙は、公職選
挙法(昭和二十五年法律第百号)
第三十三條第一項の規定にかかわ
らず、任期満了の日から五十日以
内に行う。

地方公共団体の議会の議員及び長
の選挙期日等の臨時特例に關する
法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和三十年三月三十日

提出者

地方行政 中田 吉雄
委員長

参議院議長河井彌八殿

地方公共団体の議会の議員及び
長の選挙期日等の臨時特例に關
する法律の一部を改正する法律
案

地方公共団体の議会の議員及び長
の選挙期日等の臨時特例に關する法
律(昭和三十年法律第二号)の一部を
次のように改正する。

第七條を第八條とし、第六條の次
に次の一條を加える。

(市町村の議会の議員及び長の任
期の特例)

第七條 第一條の規定により行われ
る市町村の選挙の期日とその議
会の議員又は長の任期満了の日後で
あるときは、当該議会の議員又は
長は、地方自治法第九十三條第一
項又は第四百四十條第一項の規定に
かわらず、次の議会の議員又は
長についての公職選挙法第百一條
第二項の規定による告示の日の前
日までは、引き続き当該議会の議
員又は長として在任するものとす
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

○中田吉雄君 ただいま議題となりま
した町村合併促進法の一部を改正する
法律案について、その提案の理由及び
内容の概略を御説明申し上げます。

一昨年の第十六国会におきまして、
各党一致の共同提案により制定をみま
した町村合併促進法は、同年十月一日よ
り施行せられましたが、幸い國、都道府
県及び市町村をあげての協力一致の体
制により、合併は着々進み、促進法施
行以來現在に至るまでに、合併件数千
八百六十三件、減少町村数五千九十六
に達し、すでに当初の計画の八一%強
を達成し、わが市町村数は、この一
年有半の間に、実に大よそ九千八百か
ら五千に減少され、その規模は飛躍的
に拡大され、適正化されつつあるので
あります。

この間、町村合併の促進の實際の状
況にかんがみ、促進法も再三各位の御
賛同のもとに改正され、よくその間の
変化に適応して参つたのであります。
しかるところ、四月の地方選挙を控え
ました現段階におきましても、あるい
は都道府県議会の選挙のため、あるい
は合併条件、その他新町村建設計画の
策定の細目決定の遅延等のため、相当
な数の町村合併が関係町村間におい
て、おおむね話し合いがつきながら、
なお最終決定に至らないものがあるの
であります。これがこのまま推移い
たしますならば、地方選挙のためその

手続が一時頓挫したことになるのみならず、重複して選挙を行う結果となら、その間に混乱も予想されることが少なくないと思ふのであります。このよ様な特殊の事情にある町村につきましても、ひとまず町村合併を先行せしめることとしつつ、その後において議員または長の選挙を実施せしめることが、新町村の運営上からも適当であると考えられますので、そのため所要の改正を加えることが必要であると存するものであります。

改正法律案におきましては、かれこれ事情を勘案いたしました結果、関係町村におきまして、都道府県の合併計画に基いて、それぞれの議会の議決を経て町村合併促進協議会を設け、その旨を都道府県知事に届け出ました町村に限り、議員または長の任期が満了することとなる場合におきましても、三カ月の範囲内でその町村合併が行われる日までは、その任期を延長しようとするものであります。なお町村合併、または人口十万未満の市への編入の申請をしたにもかかわりませず、関係都道府県の議会の議決がないものにつきましても、同様の措置をとることが実情に即するものと考えられます。これがため第二十三条の三として、町村合併促進法に「一カ条を加えること」といたし、さらに附則におきまして、その町村合併促進協議会の設置の届出の日を四月十九日までとすることといたしました。

た。町村合併促進協議会が設けられる段階になっている町村は、おおむね町村合併に関する協議が軌道に乗ったものと考へて差しつかえなからうと存するからであります。

なお、この特例規定の適用を受けることができるのは、町村に限ることとしたし、市にまでは及ばないこととしたしましたけれども、市と町村との合併におきましては、原則として、編入される町村について考慮されれば足るものと思料するからであります。

以上が改正法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同をたまわるようお願い申し上げます。次第であります。

次に、ただいま上程されました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、これを提案いたしました理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。

公職選挙法第三十三条の規定によりますれば、市町村の議会の議員及び長の任期満了による一般選挙は、その任期が終る前に行われることになっており、議員または長が欠けないように措置されているのであります。が、前国会におきまして成立いたしました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律におきま

ては、全国的に選挙期日を統一し、市町村におきましては、これらの多くの者の任期が四月二十二日に満了するにもかかわらず、選挙の期日を四月三十日に定めました。その結果、多くの市町村におきましては、議員または長の選挙が前任者の任期満了の後に行われることになったため、次の選挙が行われるまでの間は、議決機関または執行機関が欠ける結果となったのであります。かくのごとく、多数の市町村において同時に議決機関または執行機関を欠くという事態が法律上の措置によつて生じますことは、制度上適当ではなく、実際の事務処理にも不都合を生ずるおそれがあると思われ、今、今回、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正いたし、議員及び長の任期について特例を設け、前に申しましたような不都合を防ぐとするものでございします。

すなわち、前述特例法の末尾に、第七条として新たに「一カ条を設け、今回の選挙が、議員または長の任期満了後に行われることとなる市町村については、前任者は、選挙により後任者が定まるまでは、引き続き議会の議員または長として在任することとし、議決機関または執行機関が欠けることによつて生ずる市町村事務の空白を防ぐ」とするものであります。

以上、本法律案の提案理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。何とぞ慎重審議のほどをお願い申し上げます。次であります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 参事に報告させていただきます。

(参事朗読)

本日委員長から左の報告書を提出した。

海上保安庁法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

海上保安庁法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年三月三十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

海上保安庁法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書中「又は法務総裁」を削る。

第十一条の二中、海上保安学校及び海上保安訓練所を「及び海上保安学校」に改める。

第三十一条中「刑事訴訟法」を「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)」に改める。

別表海上保安管区の区域の欄中「宇部市」を「宇部市、美禰市、長門市」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました海上保安庁法の一部を改正する

法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず本法律案提案の理由として、政府の説明いたしました点を申し上げます。

この法律案の要点は、海上保安訓練所を廃止して、従来海上保安訓練所が行なってきた教育を海上保安学校に統合することにあります。

海上保安庁においては、呉市に海上保安大学及び海上保安訓練所を、また舞鶴市に海上保安学校を設置して、海上保安大学校においては幹部となるべき職員に対する高等教育を、海上保安学校においては中堅職員に対する専門教育を、海上保安訓練所においては船舶の下級乗組員となるべき初級職員に対する基本的教育を、それぞれ実施してきたのであります。

政府はこれらの教育機構について、かねてから行政機構簡素化の一環として検討を加えていたものであります。

海上保安訓練所を廃止して、初級職員の教育を海上保安学校において行い、中堅職員の教育を海上保安学校において行い、幹部となるべき職員及び経費の両面において節約となるばかりでなく、これら二つの教育機関が行なってきた船舶乗組員に対する教育が一方所に集中されて、教育上便宜な結果が得られ、また従来海上保安大学校と海上保安訓練所が同一敷地内にあって、幹部教育と下級職員の教育が混在することから生じていた弊害を除くこともできるので、本年四月以降、海上保安訓練所を廃止し、同時にその教育内容を海上保安学校に移すこととし、なお、この海上保安学校の改正の機会に、同法中句の修正その他所要の改正を行うことにしたというのであります。

これがこの法律案提出の理由であります。

内閣委員会は、予備審査を含めて二回本法律案を審議いたしました。

その審議によつて明らかにせられたおもな点は、本法律案により海上保安訓練所が廃止される結果、予算上、経費の節約額は年間約百九十余万円であり、また教職員の定員の節約員数は、教官三名、事務職員六名、計九名であります。

これら九名はそれぞれ配置転換を行予定であるから、失職者を出すことはない見込みであることとであります。

なお、本法律案の審議に関連いたしました、木下委員及び野本委員より、日本海、支那海及び北洋方面における海上保安庁所属巡視船による哨戒の現状及び将来の対策等について質問があり、これに対して海上保安庁長官より説明が加えられましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

内閣委員会は、本日の委員会におきまして、野本委員より、質疑打ち切り、討論省略の動議が提出せられ、この動議が成立いたしましたので、討論を省略し、直ちに本法律案につき採決

いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言なければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後七時三十分休憩

午後七時三十分開議

○議長(河井彌八郎) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

一昨二十九日、北村一男君が議員を退職したため積雪寒冷地帯振興対策審議会委員に欠員を生じました。つきましては、この際その補欠選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後七時三十分休憩

午後七時三十分開議

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後七時三十分休憩

午後七時三十分開議

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後七時三十分休憩

午後七時三十分開議

○三浦義男君 私は、ただいまの榎原君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 榎原君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて議長は、積雪寒冷地帯振興対策審議会委員に大矢半次郎君を指名いたします。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、文化財保護委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

去る二十四日、内閣総理大臣から、文化財保護法第九条第一項の規定により、川北誠一君を文化財保護委員会委員に任命することについて本院の同意を得たい旨の申し出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

国営競馬特別会計法を廃止する法律案可決報告書

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案可決報告書

国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案可決報告書

昭和三十年度一般会計暫定予算可決報告書

国営競馬特別会計法を廃止する法律案可決報告書

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案可決報告書

国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案可決報告書

昭和三十年度一般会計暫定予算可決報告書

昭和三十年度政府関係機関暫定予算可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、国営競馬特別会計法を廃止する法律案、期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

国営競馬特別会計法を廃止する法律案可決報告書

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案可決報告書

国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案可決報告書

昭和三十年度一般会計暫定予算可決報告書

昭和三十年度政府関係機関暫定予算可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、国営競馬特別会計法を廃止する法律案、期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

国営競馬特別会計法を廃止する法律案可決報告書

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案可決報告書

国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案可決報告書

昭和三十年度一般会計暫定予算可決報告書

昭和三十年度政府関係機関暫定予算可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、国営競馬特別会計法を廃止する法律案、期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

国営競馬特別会計法を廃止する法律案可決報告書

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案可決報告書

国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案可決報告書

昭和三十年度一般会計暫定予算可決報告書

昭和三十年度政府関係機関暫定予算可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、国営競馬特別会計法を廃止する法律案、期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

国営競馬特別会計法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年三月三十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

国営競馬特別会計法を廃止する法律案

国営競馬特別会計法を廃止する法律

国営競馬特別会計法(昭和二十四年法律第四十二号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十年四月一日から施行する。

2 国営競馬特別会計の昭和二十九年分の入出及び昭和二十八年分及び昭和二十九年分の決算に關しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際国営競馬特別会計に属する資産(現金及び昭和二十九年分の入入金に係る権利を除く。)及び負債(昭和二十九年分中に支払義務の生じた支出金でこの法律の施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。)は、この法律の施行の際、一般会計に歸属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に歸属するもののほか、国営競馬特別会計の昭和二十九年分の出納の完結の際同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に歸属するものとする。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条第十二号を削る。

6 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国営競馬特別会計、」を削る。

「審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載」

期限の定のある租税に關する法律につき当該期限を変更するための法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年三月三十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

期限の定のある租税に關する法律につき当該期限を変更するための法律案

期限の定のある租税に關する法律につき当該期限を変更するための法律

第一条 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二条の二第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」並びに同条第二項及び第三項、第二條の四並びに第二條の五第一項中「昭和三十年三月三十一日」をそれぞれ「昭和三十年六月三十日」に改める。

第二条 次に掲げる法律の規定中「昭和三十年三月三十一日」を「昭和三十年六月三十日」に改める。
一 關稅定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)附則第五項、第八項、第十項及び第十一項

二 物品税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十六号)附則第二項

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の租税特別措置法第二條の二第一項の規定は、昭和三十年一月一日から適用する。

「審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載」

国債整理基金への繰入及び補助金等に關する特例の期限を変更するための法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年三月三十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

国債整理基金への繰入及び補助金等に關する特例の期限を変更するための法律案

国債整理基金への繰入及び補助金等に關する特例の期限を変更するための法律

第一条 昭和二十八年分及び昭和二十九年分における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律(昭和二十八年法律第九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

昭和二十八年分、昭和二十九年分及び昭和三十年分における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律

第一条中「及び昭和二十九年分」を「昭和二十九年分及び昭和三十年分」に改める。

第二条 補助金等の臨時特例等に關する法律(昭和二十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。
附則第十項中「昭和三十年三月三十一日」を「昭和三十年五月三十一日」に改める。

年四月一日から同年五月三十一日までの間」に改める。

第二条及び第三條中「又は昭和二十九年分」を「昭和二十九年分又は昭和三十年四月一日から同年五月三十一日までの間」に改める。

第二条 補助金等の臨時特例等に關する法律(昭和二十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。
附則第十項中「昭和三十年三月三十一日」を「昭和三十年五月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第三十六條中「昭和二十九年分」の下に「及び昭和三十年四月一日から同年五月三十一日までの間」を加える。

「青木一男君登壇、拍手」
○青木一男君 たいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過および結果を御報告申し上げます。

まず、国営競馬特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。国営競馬特別会計は、昭和二十三年七月、

従来、日本競馬会の施行にかかる公認競馬が国営に移管されるに伴いまして、勝馬投票券の発売に関する経理を明確にするために設置されたのでありますが、その後、業務に関する歳入歳出等をもあわせて国営競馬全体の収支を明らかにするために、昭和二十四年四月に全面改正をして今日に至っておりますのでございます。しかるに、昨年制定せられました日本中央競馬会法に基いて日本中央競馬会が設立され、同年九月から国営競馬が民営に切り換えられ、同会に引き継がれることとなりましたので、本案は昭和二十九年限りでこの会計を廃止することとし、その資産および負債は一般会計に帰属せしめることにするとともに、関係法律の規定を整理しようとするものであります。本案の審議にあたりましては、この会計の廃止に伴い、一般会計に引き継がれる資産および負債の明細、昭和二十九年歳入歳出決算見込、民営移行に伴う関係職員の治療等について、熱心なる質疑応答があったのであります。その詳細は速記録によつて御承知願います。

本案は、昭和三十年年度予算に関連して、別途提出を予定されております税制改正案が、本年七月一日から実施されることとなつておりますので、昭和三十年三月末日までに期限の到来する租税特別措置法、物品税法、関税定率法に規定されている課税の特例措置につきまして、暫定的にその適用期限を三月月間延長し、本年六月三十日までその特例措置を継続しようとするものであります。すなわち租税特別措置法に規定されております利子所得の課税は、一割の税率により源泉徴収を行うほか、居住者等が支払いを受ける利子所得については一割の税率による分離課税の制度を存置することとし、また配当所得については一割五分の税率により源泉徴収を行うこととし、また証券投資信託の収益の期中分配金については、その三分の二相当額に対する源泉徴収の税率を一割としたし、これらの特例措置をさしあたり本年六月末日まで継続しようとするものであります。

次に物品税につきましては、十四インチ以下のブラウン管を使用したテレビジョン受像機に対する課税率は六月末日まで一割二分とすることとし、さらにまた関税定率法に規定されている産業用の重要機械類、児童給食用乾燥脱脂ミルク、原油等に対する免税措置及び建築材料、新聞用紙、揮発油等に対する軽減措置についても、その適用期限を六月末日まで延長しようとするものであります。

なお、本案の施行に伴つて、租税の減収額は利子所得、配当所得関係でおよそ二十四億円、物品税関係で一億円、関税関係で三十三億円、合計五十八億円が見込まれております。本案の審議に当つては、重油課税を復活した場合の産業に及ぼす影響等、関税問題を中心とし、種々熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましてところ、平林剛委員より、「石油に対する関税の特例措置は本年三月末日をもって打ち切るべきであり、この関税収入をもつて勤労者、中小企業者等少額所得者の減税の財源に充てるべきである」等の反対意見が述べられ、次いで小林委員より賛成意見、松澤委員より反対意見、山本委員より賛成意見、最後に平林太一委員より賛成意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案について申し上げます。

本案は昭和二十八年及び昭和二十九年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律並びに補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正し、その有効期限がそれぞれ本年三月三十一日までとなつておりますのを、昭和三十年年度の暫定予算期間中、すなわち本年五月三十一日まで延長しようとするものであります。

まず昭和二十八年及び昭和二十九年年度における国債整理基金への繰入の特例に関する法律の一部改正について申し上げますと、国家財政の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるため、昭和二十八、二十九の同年度においては、国債の元金償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額は、財政法第六條の規定による前々年度の歳入歳出決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、前年度首国債償還額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを要しないこととするものと、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九條または日本電信電話公社法施行法第八條の規定により政府に対し負担した債務の償還元金金は、国債整理基金特別会計に直接納付する等の特別措置が講ぜられたのであります。政府としては、これらの措置と並行して、国債の償還に関する制度自体につき検討中であつて、まだ結論を得る段階に至つていないので、とりあえず昭和三十年年度暫定予算の期間中もこれらの特別措置を存続しようとするのであります。

次に、補助金等に関する臨時特例等に関する法律の一部改正について申し上げますと、国家財政の健全化等の目的から、補助金等につき整理の必要を認め、昭和二十九年年度限りの措置として臨時に特例が認められたのであります。政府は目下補助金等につき鋭意検討中であつて、その結果は、いづれ本予算の中に盛り込むとともに、補助金等に対する新たな法的措置を講じたいと考えておることであります。この法律の有効期限を暫定予算期間中延長しようとするものであります。本案の審議に当りまして、補助金の整理方針、新入学児童に対する教科用図書等の給与問題等の諸点について熱心なる質疑応答が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入り、平林剛委員より、「二法律を一括改正することには反対である。特に補助金等に関する特例の期限を延長することは、この法律制定の趣旨にかんがみても賛成しがたい」との反対意見が述べられ、杉山委員より、「政府当局は法案の形式等について今後特別の考慮を払われたら」との希望を付して賛成の意見が述べられ、松澤、片柳両委員よりそれぞれ「国債整理基金への繰り入れの特例の期限延長については賛成であるが、補助金等に関する特例の期限の延長には反対であるので、二法律案の改正を一括してあるこの法案には反対せざるを得ない」との反対意見が述べられ、

本内委員より、「本案に賛成する。特に補助金等に関する期限の延長については、法律成立の経過からみても賛成であるが、教科書配付の公約違反のとき事実があるのは、はなはだ遺憾とするところであつて、特にこの点を警告しておく」との賛成意見が述べられ、最後に平林太一委員より、「本案に賛成する。特に補助金等に関する措置は、きわめて妥当である」との賛成意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず国営競馬特別会計法を廃止する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、期限のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、

昭和三十年度一般会計暫定予算
昭和三十年度特別会計暫定予算
昭和三十年度政府関係機関暫定予算

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。予算委員長館野二君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

昭和三十年度一般会計暫定予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年三月二十八日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

昭和三十年度特別会計暫定予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年三月二十八日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

昭和三十年度政府関係機関暫定予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年三月二十八日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

〔館野二君登壇、拍手〕

○館野二君 ただいま議題となりました昭和三十年度一般会計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算及び昭和三十年度政府関係機関暫定予算の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず順序をいたしまして右暫定予算三案の内容を御説明申し上げます。今回の暫定予算は、本予算が三月末日までに成立することが困難な状況にありまして、四、五月分について編成されたものであります。

次に編成方針及び歳出の概要を申し上げますと、まず第一に、今回の暫定

予算には政策的な諸経費を除外し、人件費、事務費、その他の経常的な経費につきましては、四、五月中に支出を必要とする最小限度の額を計上するにとどめ、新規の事務、事業に伴う経費は、原則として計上しないことにいたしてあります。なお経費の積算に当りましては、大体昭和二十九年度補正予算を基準とし、原則として、その月割額以内において所要額を計上いたしておりますが、特に庁費及び旅費につきましては、節約の見地から、また通常年度当初は支出が少いことなどを考慮して、原則としてその月割額の八割以内を計上いたしております。

第二は、補助費につきましては、義務的なものであつて、特に四、五月中に現実に国からの資金の交付を必要とするものに限り計上いたしております。すなわち、一般の奨励的な補助金は計上せず、また義務的なものでありまして、四、五月中に現実に資金を交付する必要があるものは計上いたしております。なお、補助費のうち、公共事業関係費のうち補助事業費につきましては、災害復旧費を前年度予算額の約四分の一、すなわち百三十一億四千万を計上し、緊急就労対策事業費を二千万分程度、すなわち六億四千万円を計上したほかは計上を差し控えております。しかしてその理由をいたしましては、補助費には政策的なものが少なくないこと、今後本予算の編成に当つて慎重に検討を要するものが多いこと、及び地方公共団体に対する補助費は四、五月中に必ずしも交付する必要がなく、従来の実情においても現実に交付されるものが少ないことなどをあげております。以上に関連しまして、地方公共団体の資金繰りが若干苦しくなることを予想して、これを緩和するため、地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金、生活保護費についてはそれぞれ三千万分程度、すなわち地方交付税交付金は三百十九億四千万、義務教育費国庫負担金は百四十五億四千万、生活保護費は七十九億四千万を計上したほか、必要に応じて資金運用部資金の短期融資をも考慮されております。

第三に、二十九年度限りで有効期限が切れる財政関係の諸法令につきましては、租税特別措置法などの歳入関係のものは三ヶ月、補助金の臨時特例等に関する法律等、歳出関係のものは暫定予算の期間、それぞれその延長措置を講ずることになっております。

第四に、財政投融資につきましては、さしあたり一般会計からは計上せず、電源開発公社、住宅金融公庫等の事業を継続するため必要とする最小限度の資金を資金運用部資金等によりまかなうことになっております。その規模は約百六十億四千万と相なっております。

次に一般会計の歳入につきましては、その総額は千二百八十三億四千万であ

りまして、その内訳は、租税及び印紙収入が千五百七十七億円、官業益金及び官業収入が十三億円、政府資産整理収入が五億円、雑収入が八百億円となつております。なお、専売納付金及び前年度剰余金は、受入れの時期の關係から四、五月中の収入にならないため計上してありません。以上によりまして、一般会計暫定予算の歳出総額は千六百八億四、歳入総額は千二百八十三億四でありまして、差引歳入不足額は三百二十五億四となるのであります。これは国庫余裕金をもつてまかなうことといたしてありますので、予算の執行には支障を来たしません。なお必要に応じて、大蔵省証券を百億円で発行できるように措置することになっております。

次に特別会計及び政府関係機関の暫定予算について申し上げます。

特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましては一般会計に準じて編成され、経費の計上に当っては、過去の契約実績などを考慮して、できるだけ経済界に悪影響を与えないように配慮してあります。なお若干の特別会計、または政府関係機関は、歳入または収入の金額が歳出または支出の金額に不足いたしますが、その不足額はそれぞれの特別会計法、または公社法の規定に基づいて国庫余裕金、または資金に属する現金の繰りかえ使用などにより、まかなうことになっております。

以上が暫定予算三案の内容であります。

当委員会といたしましては、三月二十六日、一萬田大蔵大臣より提案理由の説明を聞き、二十八日予算の本院送付を待ち、翌二十九日から鳩山内閣総理大臣以下各閣僚大臣の出席を求めまして、本審査を行なつたのであります。今回は四、五月份暫定予算であります。鳩山内閣の提出いたしました最初の予算である關係上、内外に対する政府の根本方針、總選挙における公約の実現性などをめぐり、各党より活発なる質疑が行われました。以下、その主要なるものについて申し上げます。

まず、「三十三年度本予算はいつ頃提出される見込みであるか、本予算の成立がおくられて、六月分も暫定予算となるおそれはないか。さきに暫定予算の衆議院通過の際可決された付帯決議を尊重して、補正を行くかどうか」という質疑がありました。これに対して政府は、「三十三年度本予算は四月十五日ごろに国会へ提出し、五月中にその成立を期している。暫定予算の補正は行わず、付帯決議の趣旨は、本予算の中に盛り込む方針である」と答弁されました。

次に憲法改正と自衛能力の問題であります。「鳩山首相は、自衛軍を持つために憲法を改正すべしとの論者であるが、今回の総選挙の結果、憲法改正の発議ができなくなったが、政府はどうするの。現行憲法のもとでも実質上自衛能力は持っていると解釈しているのか。大村前防衛庁長官は、自衛のためならば原爆を持つこともかまわないと言ったが、どう思ふか」などの質疑がありました。これに対し鳩山首相は、今回の総選挙は、憲法改正の是非を国民に問うたものと考えてはならない。この選挙の結果のみで憲法改正の希望を捨ててはいない。憲法第九条は、侵略の場合無抵抗をうたっているものではなく、また、昨午国会で自衛隊法が成立したのであるから、現憲法のもとでも合法的に自衛能力は持ち得ると解している。しかし自衛のためといつても原爆を持つてもいいとか、持つ必要があるとは考えない」と答弁されました。「しかし、わが国の防衛の基は本方針いかん、政府は海空軍を中心に防衛力を強化するといふが、高価な海空軍を増加するときは財政上も苦しくなり、志願兵制度を徴兵制に切りかえざるを得なくなるのではないか。台湾を中心とした国際危機は今直ちに武力衝突になるとは考えられないので、防衛費についても分担金の削減等によって減額し、浮いた分は社会保障費とか住宅建設費等に回す考えはないか。アメリカは日本の防衛努力が不足であるとして増強を要求しているのではないか。また、首相の外人記者団に対し、原爆貯蔵も考へると言明した真意いかん」等の質疑につきましては、「日本

の防衛基本方針としては、一国では防衛はできないので、日米安全保障条約や国連の集団安全保障を基本に考えざるを得ないが、具体的には国防会議を作つてすみやかにきめたい。徴兵制については政府は全く考へておらない。第三次戦争に今直ちに入るとは考えられないから、防衛費の方もそう急いで多くする必要はない。従つて分担金の削減等によつて浮いた分は、他の必要な事業に回したいと考へて目下減額の折衝中である。アメリカ側が日本の防衛努力に不満だといふことは承知しているが、わが方に幾ら増強せよとの具體的要請はなく、兵力量は財政や国力を勘案して自主的にきめる。今日のことき裝備その他を米軍に依存することは漸次改めていく方針である。原爆貯蔵のことは具體的な話ではなく、米國が日本の基地に原爆貯蔵を要請することはない。また無警告に持ち込むこともない」と答弁されました。

日ソ国交の問題に關しましては、政府は日ソ交渉をあまりに樂觀的に考へてはいなかつたが、ソ連の一方的戦争終結宣言のごとき、選挙を前にし国民に幻想を与えたのではない。日ソの基本条約交渉には領土問題、北洋漁業問題、邦人帰還問題などの諸懸案をも含めて解決しようとするのかどうか。領土は南樺太、千島の返還要求をも持ち出すかどうか」などの質疑がありましたが、「政府は、日ソ交渉は両国国交

の正常化をはからんとするもので、ソ連の一方的終戦宣言では、わが方の懸案が未解決に残されるから不利と考へる。この交渉は問題が複雑だから相当長引くであらう。領土の要求については、わが國はヤルタ協定には拘束されないのだから、わが方の要求としては、南樺太、色丹はもちろん、千島、南樺太の返還をも含めるが、千島、南樺太の返還は困難であらう」と答弁されました。

また、「アジア諸國との賠償問題の進行状況いかん。日・タイ間の特別円善後措置交渉の真相はどうか」の質疑もありました。「賠償問題の解決は、東南アジア諸國との国交回復、貿易拡大のため一刻も早く実現せねばならぬと努力している。タイ國の特別圓の問題は、戦時中、日本軍がタイ國で物資購入に充當した相当額を日本銀行にタイ國政府特別勘定を設けたが、その残額が終戦当時で約十五億圓に上つており、金約款がついていたから、今の日本金に直すと約千三百五十億圓となる。しかし、右の協定は、終戦と同時にタイ國側より破棄通告がなされ、条約上の債務ではない。しかし、旧同盟國の戦時中のクレームであるから誠意をもつて歸納末に當りたい」との答弁がありました。

次に、政府の経済政策の基本に關しまして、「政府の発表した経済六カ年計画はどの程度信頼がおけるものか」

という質疑に對しまして、經濟審議庁長官から、「右は中間試案の程度で、一応閣議の決定を経ておるが、具体的数字については、目下各省や業界と意見交換をしておる、三十年度の数字は本予算と同時に提出できるであらう」と答弁されました。この答弁に對しまして、「今さら目標数字が動くようでは、はなはだ無責任である。政府が經濟六カ年計画に沿うて予算編成を行うと説明する以上、年度計画が示されねば本予算の審査は不可能ではないか、また本計画に含まれておる防衛費予算と防衛庁の防衛六カ年計画とは食い違つておるのではないか」など質疑が重ねられました結果、經濟審議庁長官は、「前半の三カ年についての年次計画を提出する」と約束されたのであります。

物価政策につきましては、「砂糖、大豆、肥料などの輸入物資について通産、農林両省で超過利潤を国が吸収する案を立てておるが、むしろこれらの最終価格の低下をはかり超過利潤をなくすべきではないか。また電気料金の三割値上げ頭打ち案は、産業用電力は大幅に値上りとなり、家庭用電力も少額使用家庭には均霑することなく、不徹底な案ではないか」との質疑がありましたが、政府は、「砂糖、大豆などは超過利潤を認めるとの意味ではなく、関係する農産物価格との均衡上安定が望ましいのであり、結

果として出てくる過大なる加工利益は何かの方法で国が吸収しようとするのである。今回の電気料金の措置の不満な点は認めるが、時間のないためやむを得なかつた。今後電源開発計画、企業整理、税及び金利負担など全面的に検討した上、できるだけ値上りの少ない合理的電気料金制度を作るように努力する」との答弁がありました。次に、住宅対策についてであります。政府は四十二万戸の住宅建設を公約しておるが、暫定予算の期間を除きわづか九カ月から十カ月の間に四十二万戸の住宅を建設することはとうてい不可能ではないか。建設住宅の内訳戸数及び具体的な建設計画を示せ。また東京都のようにほとんど毎年、公営住宅に對する国庫補助金の一部を返上して住宅建設の割当を減らしておるような状態で公約実現ができるかと思ふ」などの質問がありました。これに對して政府側から、「決して容易とは思われないが、従来の住宅金融公庫のほか、新たに住宅公社を設け、公営住宅、厚生住宅並びに民間住宅をあわせて合計四十二万戸を建設する予定で、その具体的な計画にまだ確定するに至っていないが、しかし、たとえば東京都の緑地五百万坪の宅地への開放とか、北海道の風倒木の利用等、住宅対策本部を中心に着々準備を進めている。公営住宅が計画通りに行かないのは、主として起債が不十分なためであるから、住宅

建設のできる起債のワークを確保するよう努力するつもりである」との答弁がありました。次に、文教政策につきましては、「義務教育教科書の無償配布、私学振興並びに科学振興等はどのように予算化されているか。地教委の存廃に對する方針はどうか。三十年度の児童生徒数の増加は七十五万人に上るが、教員定数の指示がないため、これに必要な教員を確保できないのではないか」等の質疑に對しまして、「教科書無償配布については、今回の暫定予算には計上できなかった。私学振興費及び科学振興費は、本予算でぜひとも相当な額を確保したい。地教委の存廃は重要な問題であるから、十分研究した上で措置すべきものと考えている。教員の増員計画は未確定であるが、教員の給与については、前年度実績の三カ月分が計上してあるので、予算上の支障はないと思ふ」等の答弁がありました。最後に、地方財政の問題であります。「地方財政は、今や重大な危機に直面しているが、政府はどのように処理しようと考えているか。また政府は、補助金の整理について、どのような方針とどのような決意を持っているか。さらに住宅対策その他の公約を実施しようとするれば、いずれも地方財政を膨張せしめるが、これと一兆円のワタとの関係はどうか」等の質疑に對しまして、「二十八年度末の地方財政の

赤字は累計四百六十二億円に上つてゐるが、地方財政再建整備の方法としては、これらの赤字を低利の長期債に切り替へると同時に、今後赤字を出さしめない施策を講ずる方針である。補助金の整理については、補助金の目的が有効に達成されているかどうか、能率が十分に上つていないかどうかについて再検討を加える必要があると同時に、補助金を出すことによつて、かえつて地方の負担を重からしめているという事情もあるので、検討の上整理すべきものは整理する方針である。住宅対策等は、地方財政の裏づけがなければ実現できないことはいうまでもないので、この種のものについては重点的に起債等十分の裏づけをつけるが、全体としては中央地方を通じて健全財政を堅持するのはもちろんである」との答弁がございました。なお「今回の暫定予算には、地方公共団体に対する補助費のうち、災害復旧費等以外の公共事業費が計上されていないため、地方では事業のめどが全く立たず、非常な支障を來たすのではないか」との質疑がございましたが、これに對しましては、「補助費の配分は六、七月頃になるのが毎年の例であり、年度当初には繰越事業もあるもので、今回に限り特に支障が多いとは考えられないが、本予算成立次第、できるだけすみやかに配分を確定するよう努力したい」旨答弁がございました。

その他委員会における質疑応答はきわめて広範にわたつたのであります。が、大要は以上の通りであります。かくて質疑を終局し、討論に入りまして、まず日本社会党第四控室を代表して石原委員より賛成、日本社会党第二控室を代表して松浦委員より反対、緑風会を代表して豊田委員より賛成、無所属クラブを代表して木村委員より反対、日本民主党を代表して深川委員より賛成、第十七控室の八木委員より反対の旨、それぞれ述べられました。よつて討論を終結いたしました。採決の結果、本委員会に付託せられた暫定予算三案は、いずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 三案に對し討論の通告がございました。順次発言を許します。三輪貞治君。

〔三輪貞治君登壇、拍手〕

○三輪貞治君 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和三十年度暫定予算三案に對し、反対の討論を試みたいと思ひます。

本来暫定予算につきましては、全くの事務的な経費のみを計上したというのであります。わかれわれも早期解散を主張し、これを促進した建前からも、やむを得ないものと承認するのにな

ぶさかでないのでありますが、今回政府が提案いたしました本暫定予算案は、最も基本的な点において幾多の欠陥を持つておることが明らかにになりましたので、われわれといたしましては到底これを承認することができないのであります。

その第一点は、そもそも暫定予算なるものは申すまでもなく、年度予算の中に包含される性質のものでありますから、その提出に当りましては、年度予算の編成方針、骨格予算の概要等につきまして、忠実に国会にこれを報告をして明らかにし、その審議の基礎とすべきものであるにかかわらず、われわれに示されたそれは、全くのおざなりのものでございまして、選挙中の公約をただ並べてあるばかりに過ぎなかつたのであります。政府は明年度予算を一兆四のワケ内にとどめまして、その効用を高めるために物価の引き下げに努力すると言つておるのであります。この一兆四予算の成否の如何になると思はれる物価引き下げの何らの施策も明らかにされておられません。しかも経費で発表いたしましたる月例経済報告によつて見ましても、政府の意向に反しまして物価は決して下落していません。すなわち卸売物価指数では、朝鮮動乱直前を一〇〇としたしまして、昨年の十二月で一五〇・五、本年に入りまして、一月が一五〇・六、二月が一五

三・一、三月五日現在で一五三・八と逐次上昇いたしておりますし、なお、消費者物価指数に見ましても、昨年一四一・五でありましたものが、本年一月で一四二・九、二月で一四三・二と同様上昇の傾向を示しておりますのであります。これに對しまして経費は、この原因といたしまして、卸売物価につきましては、昨年度後半から輸出伸張と輸出価格の上昇に引きずられた鉄鋼、銅及び海外相場場の堅調を反映したゴムの高騰に基くものであるといつておりますし、消費物価の騰貴につきましても、食糧価格の騰貴にその原因を求めておるのであります。これらの事実は、生産におけるコスト高と賃金引上げの必要が本年の物価の前途に大きく横たわつてゐることを示しております。この点からも一兆四予算の基礎を大きくゆるがしてゐる感じがいたすのでございまして、政府はこの現実を目をそむけまして、言葉だけで公約なるものをもてあそんでおるのではないかと思はれるのであります。

第二番目に指摘したいことは、防衛分担金の問題であります。その削減について目下アメリカ側と折衝の途上にあるこの防衛分担金を、何がゆゑにその交渉未決定の現在において、二十九年度予算の三カ月分をそのまま盛り込んでおるかという点であります。この問題は、単に三十年度予算編成の最大の山であるというばかりではありません。選挙戦を通じて独立への悲願を国民諸君に訴えて政権をとりました鳩山内閣の政治生命にも関する問題であると同時に、さらに大きくは日本の平和と独立に關する重大なるめどになる問題であるという点に存するのであります。もちろんこの問題に關しましては、不平等条約を廢棄して日本の完全独立を達成する建前に立つておるべきものであります。その建前を以て、その削減でなく、根本的に反対の立場に立つておるのであります。ただいまこの暫定予算の審議に當りまして、そういう根本的な立場を離れて、かりに安条約を認めておられる保守党の諸君の立場に立つたといつたしまして、削減の交渉の過程において、それが未決定の状態において、二十九年度予算の三カ月分の計上をするといふことは絶対に認められないところであると思ふのであります。すなわち政府のたびたび発表いたしておりますように、すでに米軍一個師団引き揚げで日本側分担金も百八十億円不要になると申しておりますし、さらに特需ドル払いの減退傾向につきまして、一昨年から昨年、そして今年の見通しから、米軍側の分担金ドル払いは実に日本円貨換算で三百億円程度減少していくのではないかと推定をされておるのであります。それに見合つて当然日本側の分担金も百八十億円はおろか、もつと

大幅に削減できるはずであります。この点から見まして、今減額交渉をしておるやまき、ことさらに暫定予算でいち早く過大な支出をするといふことは何たることでありましようか。われわれのどうしても納得できないところであるのであります。もし不幸にしてこの交渉が不調に終るようなことが起りますならば、鳩山内閣の公約実現のための唯一の財源がこの防衛分担金の削減に期待できなくなり、鳩山内閣はこの面からも、明年度予算の編成難に陥るでございましょう。また万一分担金削減に一応成功したといつたしましても、対米外交においては、吉田内閣と同様、米國追隨外交であるといふ本質はおおしい隠せないものでありまして、かえつてその交渉の裏に隠されたアメリカ側との取引条件によつて、日本経済をますますアメリカに從屬させる方向に陥れるばかりではないものと考えるのであります。

第三に、防衛庁経費の計上につきましても、目下の日米交渉は、分担金の削減と防衛庁費の増額とがからみ合はれて交渉されておることは周知の事實であります。憲法に違反するやみの再軍備を認めていないわれわれといつたしましては、現実当面の問題として、人員の給与維持についての最低限度の経費外一切の費用を削減し、この財源百五十七億円によりまして、政府が当然国民に義務として支出すべき社会保障、義務教育費、國庫負担、地方自治に對する支出等に充つべきであると主張する次第であります。正直なところ、われわれは失業対策、社会保険、生活保護費等、二十九年度において、すでに大幅な赤字を出してゐる社会保障費につきましては、選挙の公約として、あれほど大きくラッパを吹かれた手前からも、当然これが予算裏づけとして計上されるものと期待しておりましたにもかかわりませず、今回の政府予算案にはそれらのほとんどが赤字を出した昨年のままの数字の月割りしか計上されておらないのであります。全く羊頭を掲げて狗肉を売るのたぐいと断ぜざるを得ないのであります。すなわち生活保護費について見ますと、昭和二十九年度予算の三カ月分を政府がまじめに計上しようとするれば、約九億五千七百円の増額を必要とするのであります。すでに生活保護費は吉田内閣の悪政以来、打ち続く生活困窮者の増加によりまして、現行でも赤字は増大の一途をたどりつつあるのであります。これだけの増額は、ぜひとも欠くべからざるこの経費であるのであります。また社会保険、特に健康保険の赤字は、今日重大な社会問題となつておるが、現在すでに四十億、本年末には九十億を上回る数字に達しようとしておるのであります。近代国家においては、貧乏と病氣を防ぐことは国家社会の崇高な義務で

あるというのが通念であります。でありますから、当然国家の義務支出として九十億の月割り二カ月分の追加計上は、吉田内閣そのまゝの政策を維持するといつても、当然のことではあります。ましてや社会保障政策の充実をことさらに声を大にして公約した鳩山内閣においては、なおさらのことであると思つております。

次に、失業対策費について見ますと、すでに一萬田大蔵大臣を初めとする経済閣僚諸君の御発言によりまして、鳩山内閣の経済政策の基調はデフレ政策の堅持にあることは論を待たぬところでありますが、このデフレ政策の犠牲となつて、失業者は急増をいたして参つております。今後ますます増加が見込まれておるのであります。

これは重大な社会問題である以上に、日本に起つておる幾多の悲劇の大部分も、ここに存すると思はれるのであります。然るに、これに対する予算措置は、二十九年予算の対象人員十七万人のわずかに二万人増しの十九万人しか見込まれておりません。政府発表によつても完全失業者は六十三万人もいるのであります。われわれの推定では百万を上回ると思はれるのであります。ましてや不況のしわ寄せを受けている農村、中小企業の潜在失業等を考えますれば、その数は、まさに天文学的数字に達すると思はれるのであります。これでは、少々の失業保険で

まかなつたといつても、深刻な失業対策にはスズメの涙ほどの効果も發揮しないことになるのではないかと憂ふる次第であります。(拍手)

次に、義務教育費国庫負担金についてであります。政府は児童数が七十五万人増加することによって生ずる教職員一萬八千人の当然の増加を見込んでいません。これは明らかに政府の怠慢であり失策であります。

以上のように、政府が当然義務的に増額しなければならぬ諸経費の増額に伴ひまして、地方自治体の財政負担もまた若干の増加を来たしてゐるのであります。自治庁発表によりまして、目下地方自治体の財政は、全国で約四百六十二億円の赤字に上つておりました。今や破産寸前と申しても過言ではありません。ましてこれ以上地方財政に負担をかけることは不可能であるのでありますから、当面これらの経費の増加を国庫よりの交付税交付金の増額によりカバーすべきものであると存するのであります。

以上要しますに、本暫定予算案は、明年度予算編成について何ら方針も明らかにし得ない政府の手によつて提出された暫定予算であつて、純事務的予算編成としても不完全なものであるものであり、なおその上に防衛分担金、防衛庁費につきまして、事務的予算編成の範囲を逸脱する経費を計上し、社会保障関係費、義務教育費国庫負担金、

地方財政交付税交付金等、当然暫定予算において昨年度予算月割りに比し増額すべき理由の明瞭に存在しているにもかかわらず、これを無視して、みづからの手でみづからの公約を踏みにじるこれよりいふはなだしきはない予算案であつて、結局するところは、鳩山内閣は、アメリカの圧力の前に三十年度予算の編成難に陥り、その公約実現に困難を来たしてゐると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

わが党はこの際、自主独立外交の貫徹をはかり、特に防衛費削減によつて、国民生活を安定し、経済の健全、自立化を達成する観点より、断固本暫定予算三案に反対するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 池田宇右衛門君。

〔池田宇右衛門君登壇、拍手〕

○池田宇右衛門君 私は自由党を代表いたしまして、昭和三十年度暫定予算三案に対し、二つの希望条件を付しまして、やむを得ず賛成いたすものであります。(笑聲)

すなわち第一の条件とは何だと申しますと、政府は今までしばしば本予算は四月中旬までは必ず出すと言明いたしておられますが、この約束を必ず守つてもらふことを前提としたものであります。本来ならば、この暫定予算は、当然修正あるいは組みかえたい

すべき、きわめて不満足な暫定予算であります。(なぜ反対せんか)と呼ぶ者あり) いよいよ新年度は明日に迫つております今日、これを修正あるいは組みかえをいたすことは、技術的にも大混乱をきたし、予算上数日の空白を生ずるは必至であります。これは今までの前例もあり、私どもは与党として身をもつて苦痛を体験しております。

(笑聲) また、当時国民の参議院に対する批判はどつてあつたかと思ひ起すとき、私どもは大乗の見地から、消極的ながら賛成せざるを得ないのであります。繰り返して申します。第一の条件は、政府が四月中旬まで本予算を提出するといふことであります。世上鳩山内閣は、過般の総選挙において無責任なる公約が多過ぎ、実際に政権を取つてみて、今までの公約が絵にかいた餅のたぐひであることを知り、もし本予算を四月中旬に出せば、公約は不履行となり、国民の人氣を失墜し、地方選挙にも大きな影響があるので、防衛分担金の折衝その他の名目にかくれて、本予算は約束通り出せまいと伝えられております。(拍手) 私は天下の公党が、かくのごとき無責任なことが出来るものではないと信じていたしたのであります。この点は、政府当局にくれぐれも約束を守つてもらひたいと条件を付するものであります。

第二の希望条件としては、地方公共団体に対する補助金は、できるだけ早い機会に補正し、補助金打ち切りによつて大混乱をきたしている土地改良、治山治水、港湾、道路整備等の継続的な事業の遂行をすみやかに断行できるようにすることであり、わが党は健全野党として正々堂々たる態度を堅持し、政府の施策に対しては、真に国家的見地から協調すべきことは協調し、反対すべきことは反対せんとするものが、わが党の態度であります。従ひまして選挙以来鳩山内閣が宣伝をいたしました公約、すなわち五百億円の減税、対中ソ外交、防衛分担金の削減、四十二万户の住宅建設等の問題につきましては、その裏づけとなるべき三十年度予算において、それらをいかに実現していくか、厳重に監視をしていく考えであります。

今回の暫定予算であります。元来暫定予算といふものの性格は、国政運営に必要な最小限度の経費を計上するものであり、本予算成立までのやむを得ない措置でありまして、新しい年度が開始するまでに議決しないと、国政運営に支障をきたし、反対すべきものではないのであります。しかるに今回の暫定予算は、その編成の仕方において、従来の例に反し、または地方の実情に沿わない点が多々あるのであります。すなわち補助費については、義務的なものであつて、特に四、五月中に、現実に国から資金の交付を必要とするものに限つて計上し、一般的の

獎勵的な補助金は計上していない。または義務的なものであつても四、五月中に現実に資金を交付する必要のないものは計上しておらないのであります。この影響を最も受けるのが公共事業費であります。すなわち地方の諸団体であります。今回の暫定予算では、公共事業関係費については、国の直轄事業並びに災害復旧、緊急就労対策及び被害復旧の事業について計上したのみで、他の継続的な補助事業には、補助費を計上していないのであります。このため地方においては土地改良事業など、興営、団体等々のものができなくなつてゐるのであります。また、従来の暫定予算の例でも、継続的な補助費は、必要最小限度だけは計上してゐるのであります。そして補助金の整理につきましては、自由党内閣のときにすでに着手してゐたのであります。無条件に反対するものではありません。しかしながら、あまり無謀な削減をいたしますと、わが国農業の特殊性を無視することにもなり、またひいては、国民経済の拡大発展に一大支障を来たすことをおそれるのであります。

かかる実情に照らし、わが党といたしましては、さしあたり次の三点、すなわち第一には、公共事業関係費のうち、補助事業費については、継続的な事業は、四、五月分の補助費を計上すること。

第二には、その他の補助金についても、昭和二十九年までに必要のなくなったものを除き、四、五月分の補助費を計上すること。

第三には、公共事業費の直轄工事についても、災害期をただちに控え、目下工事の最盛期たるころの実情にかんがみ、単に月割り等の機械的算定を排し、重点的かつ効率的に工事を促進するに足る予算を計上すること。

以上の三点につきまして、できるだけ早い機会に補正することを重ねて強い希望を付しまして、やむなく本予算案に賛成いたし、私の討論を終結いたします次第であります。(拍手)

○議長(河井清八君) 松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 私は日本社会党第二選挙区を代表いたしまして、政府提出にかかる昭和三十年年度一般会計暫定予算案、同じく特別会計暫定予算案、政府関係機関暫定予算案に反対いたします。ただし、総選挙その他諸般の事情によりまして、これら三つの暫定予算を提案するという自体に反対をするのではありません。今回提出をされた暫定予算の内容について反対を表明するものであります。

今回提出されました政府予算案の最大の特徴は、第二次鳩山内閣の予算編成方針が通り一べんのおさなり主義に終始いたしました。国会の予算審議の

権威をそこなうこと、はなはだしかったという事実であります。申すまでもございせんが、暫定予算とは言つても、これは三十年度本予算の一部でありまして、年度予算の編成方針、骨格予算の概要、財政投資計画等について、政府は年度を一貫した方針を明確にいたして国会にこれを提示し、この予算審議をして遺憾なきを期すると同時に、国民の前に公約した民主党の選挙公約の実行を明確に示すべきが至当であります。しかるに鳩山内閣は、第一次内閣を組織してから早くも四月以上を経過し、かつ第二次内閣におきまして、その主要閣僚がすべて留任してゐるにもかかわらず、予算編成方針は明確な一貫性を持っておりません。すなわち政府は、今次衆議院の総選挙に際し、明年度予算を一兆四のクワ内にとどめ、そのうちで、住宅四十二万戸の建設、社会保障費の増額、中小企業融資の増額、貿易向け融資の増額等を行い、一方では五百億円の減税を行うという約束をいたしたのであります。しかも一兆円予算という、緊縮の効果を高めるためには物価の引き下げに努力すると言つております。にもかかわらず、まず第一に、物価引き下げについて、政府はいかなる方針も持っていないのか、明らかにされておられません。最近の物価は、御承知の通り上昇気配を示し続け、海外物価もまた西欧の景気好転の結果といたしまし

て、鉄鋼を初めとする原材料相場が全般的に値上りを示しております。加えて海上運賃の値上がりがあり、わが国に輸入される原材料がだんだん上昇の傾向をたどりつつあります。この結果は必然的に生産品に対するコスト高を招来し、このため国内物価全般、特に輸出品価格の上昇を来たし、この影響を受けまして食料品を中心とした消費財にも波及しつつあるのであります。このために労働賃金の引き上げの必要が生じ、政府の物価引き下げ宣伝にかかわりませう、事実はこれに逆行いたしました。本年の物価の前途に大きな不安を投じつつあります。政府はこのようにきびしい経済と国民生活の現実に目をそむけ、相変わらず言葉だけの公約を放言しておるのであります。われわれ国民は、この予算審議を通して、鳩山内閣の公約は完全に不渡り手形となりつつあることを見せられたのであります。すなわち一萬田蔵相は、年度予算の編成構想のうち、財政投融資は、前年度並みの二千八百億円で余剰農産物見返り資金二百億円とを合わせた三千億程度と述べておるのであります。が、余剰農産物と見返り円資金の使用は、アメリカ側の指示を必要とするいわゆるMSAのひもつき資金であります。これを日本側の自主的資金計画のうちに入れて考えることは不合理であります。従いまして昨年の二千八百億程度程度の資金で実質的な財政投

融資計画を立てるとすれば、住宅建設、貿易振興、中小企業融資、減税等々の総花式な盛りだくさんな公約は、全面的に資金不足となりまして、実現不可能となることは明らかであります。かてて加へまして、日米交渉における防衛支出金の分担額について、これを削減することをアメリカ側から拒否されれば、各種公約の実現のための財源をこの分担金の削減に期待することは不可能となり、この面からも鳩山内閣は、明年度予算の編成難に陥るのであります。このように予算編成について何らの方針も明らかにし得ない政府の手によって提出された暫定予算が、年度予算編成方針から全く遊離して国民の期待を裏切つてしまつたのであります。政府はこの結果を事務的な暫定予算編成という体裁のよい言葉でごまかしておるのであります。たとえこれが純事務的な予算編成であつたといつたとしても、まことに不完全きわまりのないものであります。社会保障関係費、義務教育費国庫負担金、地方財政に対する交付税交付金等について、暫定予算においても当然月割りで考慮せらるべきであるにもかかわらず、政府はこの必要ある現実を無視いたしました。膨大な赤字に悩む地方財政に対して、全く目をおおつてゐるのであります。しかも一方では、防衛支出金や、防衛庁経費については、事務的予算編成の範囲を逸脱するような経費を計上

しておるのであります。従つて、われわれは衆議院予算委員会におきまして、以上の諸点を痛烈に指摘をいたし、両派社会党共同にかかる組みかえ動議を提出し、その組みかえを要求いたしましたのであります。私は、この予算案のように純事務予算の名に隠れ、年度予算編成との計画的關係を明かにしない、選挙公約に対して一片の誠意を示さない予算に対しては、国民の名において断固として反対を表明するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 小林政夫君。

「小林政夫君登壇、拍手」

○小林政夫君 私は緑風会を代表してここに議題に供された昭和三十年度暫定予算案に賛成をいたします。

昭和三十年度の予算の総額を一兆四と押えて、国民と約束されたいろいろな積極策を実行しようとするれば、予算編成大綱の第四にうたつておられる経費の節減を強力にやらなければならぬ。補助金、交付金、委託費の重点化、効率化を敢然として遂行しなければならぬ。わかれわかれもその方針には賛成であり、その方針がこの暫定予算にも盛り込まれたことは、けつこうなことであります。本暫定予算の施行に當つて、政府は暫定ということで、安易と申しますか、投げやりと言ひやうか、そんなふうな気持ちで、その施行をおろそかにするよ

うなことがあつてはならないと思ふのであります。親切な、あたたかい、思いやりのある施行をしてもらいたい。なにかんづく緊縮健全財政のしわざを寄せられておりますところの失業者、生活困窮者、零細農民、中小企業者に対し、あたたかい配慮を与えて、民生安定に努められたい。

各種補助金の打ち切り分と打ち切らない分とをすみやかに明らかにして、地方公共団体を事業施行について困惑せしめないように、小規模の継続工事についても内示等の方法によつて、政府の意図を徹底せしめるように、また財政投融資額の未決定等のため企業を混乱に陥らしめないように、特段の配慮を願ひたいのであります。要は、一日も早く本予算を編成して提案されなければならぬのであります。

三十年度予算は経済六カ年計画の初年度として、その計画に即して編成されるということであり、三十年度予算とともに、経済六カ年計画の具体的内容と目標として掲げた経済成果を、いかなる方法によつて達成せんとするのか、その具体的方法をも確定して提案されることを望みまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 木村福八郎君。

「木村福八郎君登壇、拍手」

○木村福八郎君 私は、ただいま上程されました三十年度暫定予算に對しま

して、反対するものであります。反対の論拠は、一語に要約すれば、この予算が憲法に違反するMSA再軍備を行なつて、そのために民生を非常に犠牲にし、そして日本経済の自立を妨げるといふ、この予算の根本的な性格にあるわけでございます。

要するに、これは二十九年予算、自由党の編成し、われわれがまた反対いたしました二十九年MSAデフレ予算の延長予算ですが、この千六百八億に上る四、五月の予算の内容を見ますと、単に二十九年のMSAデフレ予算の延長であるばかりでなく、二十九年予算よりもむしろ、この四、五の両カ月の予算の内容においては、防衛費の比率が非常にふえております。二十九年度予算においては、防衛費の比率は一九％ですが、この四、五両月予算によりまして、防衛費の比率は二二・二％であります。従ひまして民生費は二十九年度の予算におきましては七八・八％ですが、この暫定予算では七・八％であつて、二十九年度予算よりもこの民生費の割合は著しく少くなつてゐる。従つて四、五のこの暫定予算で見ると、この防衛費の割合が二十九年度予算よりも非常に多くなつてゐる。民生費が非常に圧迫されてゐる。この性格は非常に二十九年度予算よりもさらに顕著になっております。こういふやうな防衛費のために民生費を圧迫するといふ、こういふ予算にこ

そ、民主党は今度の選挙を通じてこれは反対したわけでありまして、従ひましてここに暫定予算といふことも、民主党の公約に反したこゝろいふ予算を暫定予算の名によつて出すといふことは、私は自己矛盾であると思ふのです。

今、日本の経済は、言うまでもなく、このやうな防衛費を組み得るやうな余裕のある経済であるとは言えないこと、はもちろんであります。今、国民生活の実態を見ますと、たとえば生活扶助について見ますと一千二百万人も要保護者がいるといふのに、政府の発表によりまして、全国でこの保護されている者は百九十二万人に過ぎない。東京都内だけ見ても八十万人、百万人も要保護者がいますのに、実際に保護を受けているのは十七万人にか過ぎない。

また医療扶助について見しても、厚生省発表によれば、結核患者の総数が二百九十二万、実際には四百万人以上といわれています。にもかかわらずベットの数は十七万八千しかない。しかも政府は、この医療扶助費を節約するために、防衛費のほうに向けるために医療扶助を節約する必要上、この扶助の適用を最近非常に厳格にして参りました。医療扶助の実態調査、あるいは医療扶助の適正実施といふことによりまして、扶助の打ち切りとか、あるいは被保護者に対してその費用の一部を負担せしめる、そういうことをやつ

ております。しかもまた、入退院基準といふものを設けて、そして結核患者の強制退院をさしておるやうな実情であります。

また失業対策について見しても、政府の発表七十一万の完全失業者に対して、失業対策費は百九十七億、一人当りの年間の失業対策事業量はわずか二万八千円、しかもこの中には、材料費や事務費が含まれておるのですから、実に微々たるものであります。にもかかわらず、政府はさらにこの失業対策費を節約して、そして防衛費を多く捻出するために、実態調査、あるいは体力検査といふものを最近やつておりました。そして、わづかでも家族に収入がある者は、失業対策の対象にしない。子供が三千円収入があつて、親子五人暮している場合に、生活ができないから、失業対策事業の仕事をもらいたたいといつても、これは受け付けません。そういうふうにしてこの失業対策の適用を厳格にして、また体力検査といふものをやりまして、そして一定点数に足りない者は、この失対事業の就労を停止するといふやうなことまでやつて、そして防衛費を捻出しようとしてゐるわけでありま

す。また、住宅対策につきましても、昭和二十七年から始まりました第一期住宅対策におきましては、三カ年間の百九万戸の計画に對して八十五万二千戸

しかできていません。二十四万戸も計画に達しない状態でありまして、住宅不足はちつとも緩和されておられません。

さらにまた教育面について学校の不足が依然として解消されておられません。三十年度の学校の不足の推定は、二部教授、三部教授について、校舎不足、あるいは戦災にかかった学校が、まだ復旧していない、あるいはまた危険校舎、生徒の自然増加による不足等を合わせると、全部で小中学校を合計して六百八十一万坪の校舎の不足があるわけです。そうしてこの所要経費は二千億圓といわれておるわけですが、しかも、政府のこの文教費が足りないために、今父兄の負担は、税金による教育費の負担以外に、実に千三百五十四億圓の父兄の税金以外の教育費負担になっておる。PTA会費とか寄附金というものを合わせると千三百五十四億圓になる。ちやうど学校の先生の給料にひとしいといわれているのです。これは文部省の調査であります。こういう実態になっております。

さらに、災害復旧についてはどうでありますか。依然としてまだ昭和二十五年の災害の復旧率が六五%、二十六年の災害の復旧率が六〇%、二十七年の災害復旧率が六〇%、二十八年は三〇%、災害復旧が二十五年の災害復旧さへ、まだできていないのです。こういう日本の経済の実態を見るとき、また

国民生活の実態を見るとき、こんなにたくさんの方衛費を組めるような経済では決してないわけでありまして、こんなようななまやさしい経済ではないのであります。従いましてたとえ暫定予算でも、今の日本経済の実態を見れば、緊急を要するものにもう至るところにころがっておるのである。

従いまして暫定予算といえども、このような防衛費をたくさん含んで、民生費を犠牲にするような予算を組むことは許されません。このことは自由党の政策がやってきたことなんです。これに反対したのは、民主党なんです。今度の選挙の公約でそれを述べてきたにもかかわらず、自由党がやって来たよりなことと同じ性格の、暫定予算といえどもこういう内容の予算を出すということは、これは自己矛盾もはなはだしい。そういう意味では、この予算に賛成することはできないのであります。

以上、討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 深川タマエ君。

〔深川タマエ君登壇、拍手〕

○深川タマエ君 私は日本民主党を代表いたしました。ただいま議題となつております暫定予算三案に對しまして、政府原案に賛成いたすものでございします。

本案は御承知の通り、過般の総選挙のため、年間予算を三月中に成立せし

むることが困難なる事情にかんがみまして、四月、五月中の国政運用のため必要欠くことのできない經常約経費を計上いたしてございします。その内容を検討いたしましたも、原則として新しい政策的な諸経費や、新規事業に伴う経費の計上はいたしてございしません。しかし生活保護費におきまして、二カ月分のところを三カ月分を計上いたしたり、失業対策費におきまして、一日の吸収人員を二十九年度予算におきましては十七万人でございしましたものを、最近の事情を勘案いたしまして二万人増しの十九万人にいたしましたことや、保険金給付実人員を、二十九年度予算の月平均四十九万四千人を五十万三千人に予定いたしましたなど、社会保障的経費につきましては、慎重かつ細心の工夫が講ぜられております。また、地方交付税交付金や義務教育費国庫負担金を、二カ月分のはずのものを第一四半期分を計上いたしまして、地方財政の経理に差しつかえなきを期したり、公共事業関係費の直轄事業につきましても、季節的見地から、北海道や東北、北陸等の寒冷地帯には、当該期間に特に事業の促進をはかります。前年度予算の四分の一の経費を計上いたす等、技術的に格別なる考慮が払われております。

私どもは、すみやかに日本民主党の公約せる政策を繰り込んだ年間予算案を提出されますことを強く要望いたしますが、本暫定予算は、四月、五月をまかないますのに必要欠くべからざるものと認めまして、政府原案に賛成いたすものでございします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。(「反対」と呼ぶ者あり)

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よって三案は可決せられました。

(拍手)

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十八分散会

○本日の会議に付した案件

- 一、北海道開発審議会委員の選挙
- 一、鉄道建設審議会委員の選挙
- 一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名
- 一、土地調整委員会委員の任命に関する件
- 一、日程第一 町村合併促進法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、海上保安庁法の一部を改正する法律案

一、積雪寒冷地帯振興対策審議会委員の選挙

一、文化財保護委員会委員の任命に関する件

一、国営競馬特別会計法を廃止する法律案

一、期限の定まる租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

一、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案

一、昭和三十年年度一般会計暫定予算

一、昭和三十年年度特別会計暫定予算

一、昭和三十年年度政府関係機関暫定予算

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八郎
副議長 重宗 雄三君

議員

上林 忠次君 片柳 眞吉君
加賀山之雄君 梶原 茂嘉君
柏木 庫治君 奥 むめお君
飯島連次郎君 井野 碩哉君
山川 良一君 赤木 正雄君
森田 義衛君 森 八三三君
村上 義一君 宮城タマヨ君
溝口 三郎君 三浦 辰雄君
前田 穠君 前田 久吉君
廣瀬 久忠君 早川 慎一君

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

野田 俊作君	野本 品吉君	平林 剛君	小澤久太郎君	三橋八次郎君	千葉 恒君	運輸大臣	三木 武夫君
中山 福藏君	豊田 雅孝君	鹿島守之助君	深水 六郎君	羽生 三七君	荒木正三郎君	郵政大臣	松田竹千代君
土田 国太郎君	田村 文吉君	藤野 繁雄君	加瀬 完君	三木 治朗君	山下 義信君	労働大臣	西田 隆男君
館 哲三君	竹下 豊次君	加瀬 武徳君	青山 正一君	野村吉三郎君	市川 房枝君	建設大臣	竹山祐太郎君
高橋 道男君	高木 正夫君	入交 太蔵君	榎原 亨君	八木 幸吉君	小幡 治和君	国務大臣	大崎 唯男君
杉山 昌作君	新谷寅三郎君	高橋進太郎君	上原 正吉君	東 隆君	紅露 みつ君	国務大臣	大久保留次郎君
島村 軍次君	佐藤 尚武君	松平 勇雄君	永岡 光治君	有馬 英二君	最上 英子君	国務大臣	川島正次郎君
河野 謙三君	小林 武治君	伊能繁次郎君	仁田 竹一君	深川タメエ君	中川 幸平君	国務大臣	杉原 荒太君
小林 政夫君	後藤 文夫君	田中 啓一君	小野 義夫君	菊田 七平君	木島 虎蔵君	国務大臣	高橋達之助君
岸 良一君	北 勝太郎君	古池 信三君	三輪 貞治君	白川 一雄君	松浦 清一君	政府委員	
加藤 正人君	関根 久蔵君	平井 太郎君	川村 松助君	赤松 常子君	鈴木 强平君	内閣官房長官	根本龍太郎君
長谷山行蔵君	秋山俊一郎君	堀 末治君	白波瀬米吉君	杉原 荒太君	武藤 常介君	文部政務次官	寺本 廣作君
山本 米治君	伊能 芳雄君	西川 甚五郎君	島津 忠彦君	須藤 五郎君	平林 太一君	運輸政務次官	河野 金昇君
青柳 秀夫君	西川 弥平治君	湯山 勇君	大和 与一君	八木 秀次君	加藤 シツエ君		
石井 桂君	白井 勇君	中川 以良君	吉野 信次君	堀木 鐵三君	寺本 廣作君		
川口爲之助君	吉田 萬次君	泉山 三六君	井上 知治君	鈴木 一君	石川 清一君		
佐藤清一郎君	高橋 衛君	池田宇右衛門君	木下 源吾君	千田 正君	松澤 兼人君		
木村 守江君	宮本 邦彦君	内村 清次君	秋山 長造君	上條 愛一君	鶴見 祐輔君		
長島 銀藏君	安井 謙君	阿具根 登君	海野 三朗君	西田 隆男君	苦米地義三君		
宮田 重文君	滝井治三郎君	片岡 文重君	大倉 精一君	三好 英之君	長谷部ひろ君		
横川 信夫君	大矢半次郎君	河合 義一君	岡 三郎君	木村鶴八郎君	相馬 助治君		
石川 榮一君	岡崎 眞一君	永井純一郎君	近藤 信一君	石坂 豊一君	一松 定吉君		
木内 四郎君	石原幹市郎君	竹中 勝男君	成瀬 輝治君	松原 一彦君	笹森 順造君		
植竹 春彦君	松岡 平市君	小林 亦治君	森下 政一君	羽仁 五郎君	大山 郁夫君		
劍木 亨弘君	大谷 盤酒君	小酒井義男君	佐多 忠隆君	堀 風翠君			
一松 政二君	西郷吉之助君	江田 三郎君	小林 孝平君	國務大臣			
木村篤太郎君	左藤 義詮君	久保 等君	田畑 金光君	内閣総理大臣	鳩山 一郎君		
郡 祐一君	寺尾 豊君	矢嶋 三義君	藤田 進君	法務大臣	花村 四郎君		
中山 壽彦君	山縣 勝見君	阿田 宗司君	田中 一君	外務大臣	重光 葵君		
津島 壽一君	青木 一男君	戸叶 武君	栗山 良夫君	大蔵大臣	一萬田尙登君		
大野木秀次郎君	石村 幸作君	藤原 道子君	小笠原三三男君	文部大臣	松村 謙三君		
山本 經勝君	大谷 實雄君	菊川 孝夫君	山田 節男君	農林大臣	河野 一郎君		
宮澤 喜一君	横山 フク君	天田 勝正君	中田 吉雄君	通商産業大臣	石橋 湛山君		

定価 一部 十五円
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四色一五五番